

糸満市地域防災計画改訂等業務委託に関する質問に関する回答一覧

質問内容及び回答

企画提案書（様式第5号）について

Q1.1 評価項目ごとに A4 版 1 枚の計 5 枚でしょうか。あるいは、トータルで A4 版 5 枚以内との理解でよろしいでしょうか。

Q2.企画提案書（様式第5号）について、各評価項目に関する提案内容は、1 ページ以内に収める必要がありますでしょうか。

Q3.企画提案書について、様式第5号に記載の評価項目について満たしていれば、同様式のフォーマットを使用しなくてもよろしいですか。また、企画提案書の書式やページ数等の指定があれば、教えてください。

A1~3.各社独自様式の提出も可能ですが、市様式では各項目がどの箇所を示しているかの記載をお願いします。

（例）

評価項目	着眼点・視点
1.業務内容の理解度	・上位法の改正や大規模災害から得られた教訓など、地域防災に係る最新の情報を把握しているか。また、業務を円滑かつ効率的に行うための必要な知識や実績を有していることを記述すること。
<地域防災計画>	
資料「△△△」の ○ページをご参照下さい。	
<国土強靱化地域核>	
資料「□□□」の ★ページをご参照下さい。	

受託業務実績（様式第4号）について

Q4.当該様式第4号は、参加資格の「（9）令和5年度以前の5カ年間に次のいずれかの策定又は改訂業務の実績を有しているものであること。①地域防災計画、②業務継続計画、③災害時受援計画、④国土強靱化地域計画」に記載ある①～④について各1件を記載するということよろしいでしょうか。それとも受託業務全てでしょうか。

A4.①地域防災計画、②業務継続計画、③災害時受援計画、④国土強靱化地域計画のいずれかについて、過去5カ年間の実績を全て記載下さい。

仕様書 10 二次審査（プレゼンテーション）

Q5.プレゼンテーションについて、一部の説明者が WEB にて参加することは可能ですか。

A5.WEB 会議も認めますが、WEB 参加のための機器の準備は市側では準備致しませんので、必要な機器は各々で準備するようお願いいたします。

仕様書 10 二次審査（プレゼンテーション）

Q6.プレゼンテーションの際、企画提案書は紙資料の配布のみでしょうか。または、プロジェクターの使用等を想定されていますでしょうか。

Q7.プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこと、とありますが、企画提案内容をパワーポイント資料に加工したものによる説明は可能でしょうか。その際、スクリーン、プロジェクター等の機材は、参加者側にて準備する必要がありますでしょうか。

A6~A7. 企画提案書内容をパワーポイント資料に加工したものによる説明は可能とします。スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは市側で準備致します。

仕様書 12 資料の貸与等

Q8.各種計画・マニュアルの策定・改定にあたり、市から沖縄県等に対して、当該計画・マニュアル策定・改定のためのガイドライン、手引き、チェックリスト、その他必要な資料について請求いただき、それらを受託者に対して提供いただくことは可能ですか。

A8 他の官公庁への照会や情報取得にあたり、市を経由しなければ取得が困難な場合には、市側で対応致します。

仕様書 12 資料の貸与等

Q9.本業務の対象となる計画・マニュアルについて、現行計画があるもの、また作業に必要な市の計画類（総合計画等）については、それらの原稿データを加工が可能な形式（WORD 形式等）で提供いただくことは可能ですか。

A9.現行の計画等について、市が保有しているデータ情報については提供致します。

仕様書 15 打合せ、ヒアリング及び防災会議

Q10.ヒアリングを行う関連団体は、どちらを想定されていますか。想定する関連団体及び団体数をご教示いただきたい。

A10.ヒアリングを行う関連団体として、防災会議委員の所属団体（糸満警察署、糸満市消防本部や福祉団体など計 18 団体）を想定しております。

仕様書 15 打合せ、ヒアリング及び防災会議

Q11.ヒアリングを行う関係課は、糸満市の各課ということでよろしいでしょうか。

A11.お見込みのとおりとなります。

仕様書 15 打合せ、ヒアリング及び防災会議

Q12.ヒアリング及び防災会議の結果整理については、協議結果の文字起こしを行い作成する議事録ではなく、協議結果の主旨を記載する議事概要ととらえてよいでしょうか。

A12.ヒアリング及び防災会議の結果整理は、お見込みのとおり、協議結果の主旨を記載する議事概要となります。

仕様書 15 打合せ、ヒアリング及び防災会議

Q13.打合せはWEBによる実施も可能でしょうか。

A13.打ち合わせについては、原則として対面でお願い致します。

仕様書 15 打合せ、ヒアリング及び防災会議

Q14.防災会議（3回開催）について、概ねの日程が決定されていれば、お教え頂けますでしょうか。

Q15.防災会議について、開催時期を教えてください。

A14~15.防災会議は、令和6年7月、11月及び令和7年2月の開催を予定しております。

仕様書 15 打合せ、ヒアリング及び防災会議

Q16.防災会議について、会議資料の作成は受託者が行う業務ですか。

A16.防災会議について、会議資料の作成は受託者にて行います。

仕様書 15 打合せ、ヒアリング及び防災会議

Q17.防災会議について、学識者の参加は予定されていますか。予定されている場合、学識者の人選、照会、手配、連絡調整等は受託者が行う業務ですか。

A17.防災会議について、学識者の参加は予定しておりません。

なお、防災会議委員の委嘱手続きは、市の業務となります。

仕様書 P4 19 成果品

Q18.地域防災計画の資料編に掲載の地図類について、防災マップ等の既存の資料の転載で満たせるものと考えてよろしいですか。新たに地図の作成や修正が必要となる場合、その作業に必要なGISデータ(shpデータ等)は市より提供いただけますか。

A18.既存の防災マップは、著作権の都合上、提供ができないため、新たに地図の作成や修正が必要になった場合のGISデータについては、市より提供致します。